



総務・人事担当者のための

《半日コース》

定年退職・再雇用に関わる『年金』・『社会保険』実務セミナー

～ 定年退職・再雇用者へわかりやすく説明する『年金』・『社会保険』のしくみと手続きを完全マスター！！ ～



日時

平成 25 年 1 月 23 日 (水) 13:30～17:00 (開場 13:00)

場所

株式会社 海邦総研内 研修室
(那覇市久茂地三丁目29番62号【沖縄海邦銀行 松尾支店 3階】)

講師

特定社会保険労務士 **宮崎 真行** 氏 (宮崎社会保険労務士事務所 所長)



セミナーのねらい

定年退職・再雇用に関する手続きは、年金や社会保険など煩雑で難しい内容も多く、総務・人事担当者として、説明に苦慮する場面も多いのではないのでしょうか。また、60歳以降の年金と社会保険制度は、雇用形態の多様化と働き方の選択で異なるケースもあり、日常業務の知識の範囲では対応できないことも多々あります。

本セミナーでは、総務・人事担当者として、定年退職前の社員へ年金制度や医療保険制度の改正に対応した的確なアドバイスに備えた、健康保険・雇用保険および年金制度のしくみや定年退職前後の諸手続きを基本から学んでいただきます。特に再雇用者の在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の併給など、難解なしくみについてはケーススタディ・演習を交えながら、わかりやすく解説いたします。

◆ 本セミナーは、このような方へおすすめです！

- ・ 総務・人事担当者、社会保険実務担当者
- ・ 定年退職者・再雇用者に対して説明をする必要がある方 など



セミナープログラム

1. 押さえない！ 定年退職・再雇用に関わる法令・制度

(1) 高年齢者雇用安定法の改正ポイント

- ① 改正の背景(老齢厚生年金支給開始年齢の引上げ)
- ② 原則となる「希望者全員 65 歳までの雇用確保措置」
- ③ 平成 36 年度までの特例(経過措置)

(2) 老齢年金と高年齢雇用継続給付

- ① 在職老齢年金とは
- ② 高年齢雇用継続給付とは
- ③ 併給のしくみ
- ④ それぞれの計算の仕方

計算演習、ケーススタディ

2. 定年・再雇用に関する諸手続きに強くなる！

- ◆ 定年再雇用後の社会保険の手続き
- ◆ 年金受給のための手続き

- ◆ 定年退職後の医療保険制度の選択

- ◆ 退職金や年金にかかる税金

- ◆ 60 歳到達時等賃金登録と継続雇用給付申請

3. 定年退職・再雇用者の質問・相談にズバリ！答えるための『年金』の基礎知識

よくある質問(FAQ)

- Q1 「60 歳からの年金」と「65 歳からの年金」の違い
- Q2 年金はいつから、いくらもらえるのか
- Q3 損をしない年金のもらい方：3つのケース
- Q4 離婚の際の年金(年金分割)とは？
- Q5 年金と退職後の失業給付は両方もらえるのか？

4. まとめ&質疑応答

※ 演習をおこなうため、電卓をご持参ください

(お断り) プログラムの内容は、事情により変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください

あなたの未来をぐ〜っとサポート！

お申込みの方法、会場へのアクセスについては裏面をご覧ください



海邦総研
Kaiho Research Institute, Ltd.

